

小規模鳥獣侵入防止柵設置補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、鳥獣による農林水産物や生活環境に対する被害対策として、侵入防止柵の資材の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象の侵入防止柵の種類)

第2条 補助金の対象となる侵入防止柵の種類は、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、ネット柵、電気柵またはそれらの複合柵とし、それ以外の種類については市長が認めたものに限る。

(経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象経費は次の各号に掲げるものとし、補助金の額は別表1のとおりとする。

- (1) 侵入防止柵の資材費
- (2) 前号に附帯するもので市長が認めたもの

(補助金の交付条件)

第4条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 直営施工にて侵入防止柵を設置すること。ただし、やむを得ない事情により直営施工が困難な場合は、市長が認めた方法に限る。
- (2) 2つ以上の業者から購入資材について見積りを取り、その見積額の低い方から購入すること。
- (3) 設置後5年間は適切な維持・管理を行うこと。
- (4) 設置場所が市内であること。
- (5) 過去に当補助金の交付を受けてから3年以上経過し、同じ設置場所でないこと。
- (6) その他交付決定の際に付した条件を遵守すること。

(補助金交付申請書)

第5条 交付の申請においては、補助金交付申請書(様式1)に次の書類を添えて市長に提出する。

- (1) 購入予定資材の見積りの写し（2業者以上）
- (2) 侵入防止柵の設置予定図及び現地写真
- (3) 設置後適切な維持・管理を行う旨の誓約書（様式2）
- (4) 受益者名簿

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条により補助金の交付の申請があり、適正に申請されていると認

めたときは、速やかに補助金の交付の決定（様式3）をするものとする。

（実績報告書等）

第7条 申請者は、事業完了後速やかに、実績報告書（様式4）に次の書類を添えて市長に提出する。

- (1) 購入資材の領収書の写し
- (2) 侵入防止柵の設置図及び設置前・設置後の写真
- (3) 受益者名簿
- (4) その他交付決定の際に条件として付したものの

（利用状況報告書）

第8条 申請者は、利用状況報告書（様式5）を事業完了の日の属する年度の翌年度から3年間、毎年度末までに市長に提出するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第9条 補助金の請求は、実績報告書提出後に行うものとし、補助金の支払は、請求書を受理後に行うものとする。

（補助金の返還）

第10条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、市長は補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める事項に違反したとき。

（設置場所の移転）

第11条 設置した侵入防止柵をやむを得ない理由により移転等する場合には、市長に届け出て、了承を得るものとする。

（必要事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は平成26年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成28年4月1日から運用する。

附則 この要綱は平成29年11月1日から運用する。

別表 1

施行区分	補助率	補助上限額
団体型 受益戸数が3戸以上となる 侵入防止柵を設置する場合	5 / 10 以内	10万円
単独型 上記以外の侵入防止柵を設 置する場合	4 / 10 以内	4万円